
平成31年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 4 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成31年 4 月 16 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	4 番 清水 修 5 番 赤木 貴尚
日程第 2	審議期間の決定	1 日間 決定
日程第 3	報告第 2 号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長説明、質疑なし、報告済
日程第 4	報告第 3 号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長説明、質疑なし、報告済
日程第 5	報告第 4 号 平成 3 0 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 8 号) の専決処分の報告について	財政課長説明、質疑、報告済
日程第 6	議案第 41 号 壱岐市税条例の一部改正について	市民部長説明、質疑なし、討論なし、委員会付託省略、可決
日程第 7	議案第 42 号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	保健環境部長説明、質疑なし、討論なし、委員会付託省略、可決
日程第 8	議案第 43 号 壱岐葬斎場建設工事 (建築主体) 請負契約の締結について	保健環境部長説明、質疑、討論なし、委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第 1 号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 山川 忠久君	2 番 山内 豊君
3 番 植村 圭司君	4 番 清水 修君
5 番 赤木 貴尚君	6 番 土谷 勇二君
7 番 久保田恒憲君	9 番 音嶋 正吾君
10 番 町田 正一君	11 番 鶴瀬 和博君
12 番 中田 恭一君	13 番 市山 繁君
14 番 牧永 護君	15 番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	本田 政明君
市民部長	石尾 正彦君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	松本 俊幸君		

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、傍聴人の方をお願い申し上げます。

傍聴人は、傍聴以外の議場に入ることはできません。また、議員、執行部職員とも、休憩中も含め、議場内で会話することができませんので御了承ください。

沓岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

また、平成31年度沓岐市採用職員の傍聴を、研修の一環ということで許可をいたしておりますので、あわせて御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成31年沓岐市議会定例会4月会議を開きます。

議事に入る前に、職員の紹介の申し出がっておりますので、これを許します。眞鍋陽晃副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから4月1日付人事異動に伴いまして、今回から議会へ出席する職員並びに異動した職員について御紹介をいたします。

市民部長の石尾正彦でございます。

○市民部長（石尾 正彦君） このたびの人事異動で市民部長を拝命いたしました石尾でございます。皆様の御指導、御鞭撻を賜りながら、全身全霊努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 農林水産部長の谷口実でございます。

○農林水産部長（谷口 実君） このたび、農林水産部長兼石田支所長を拝命いたしました谷口実です。もとより微力ではございますが、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら、誠心誠意努力いたす所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 会計管理者兼会計課長の松本俊幸でございます。

○会計管理者（松本 俊幸君） このたび、会計管理者兼会計課長を拝命いたしました松本俊幸でございます。適正な公金の管理を皆様の御指導を仰ぎながら努めてまいりたいと思います。よろしくようお願いいたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 以上、3名でございます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、清水修議員、5番、赤木貴尚議員を指名します。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。4月会議の審議期間は本日一日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、4月会議の審議期間は、本日一日と決定いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。平成31年壱岐市議会定例会4月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

平成の時代も残すところ、あとわずかとなりました。去る4月1日、元号を改める政令等が閣議決定され、新元号を令和とすることが発表されました。

これは、日本最古の和歌集である万葉集から引用されたものであり、令和には、「人々が美しく心寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味が込められております。

また、安倍内閣総理大臣の談話の中には、「悠久の歴史と薫り高き文化、四季折々の美しい自然、こうした日本の国柄をしっかりと次の時代へ引き継いでいく。厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいとの願いが込められている」とありました。

そのような新しい令和の時代の始まりに当たり、気持ちを新たにして壱岐市の将来を見据え、市政運営に取り組んでまいり所存であります。

さて、4月は入学、進級等、新たな年度の始まりの月であります。昨年9月から小中学生5名を迎えてスタートいたしました、いきっこ留学制度について、今年度は新たに10名の留学生を迎え、先日、入市式を終えたところであります。

いきっこ留学生の皆さんには、壱岐の歴史や文化、自然の中で、多くの体験や学習を積んで、それぞれが持つ目標に向かって頑張っていたいただきたいと思います。

壱岐市といたしましても、いきっこ留学生の皆さんにとって、かけがえのない学校生活となるよう、学校や地域と一体となりサポートしてまいります。

市民皆様におかれましても、里親への登録等、引き続き御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、昨年度より準備を進めておりましたイルカパークが4月25日にリニューアルオープンいたします。

内閣府の地方創生推進交付金を活用し、指定管理者である壱岐パークマネジメント株式会社において、海や山に囲まれた好環境を生かし、イルカを見ながら飲食のできるカフェスペースを設けるなど、訪れた方々に充実した滞在空間を提供し、自然を最大限満喫していただく取り組みを進めております。

また、アウトドア事業として、手ぶらでキャンプができる資材レンタルやバーベキュープラン、マリンアクティビティの提供、そしてイルカとの触れ合いも充実させ、餌やり体験に加え、期間限定でしか実施していなかったドルフィンタッチ、写真撮影、園児から大人の方までを対象としたイルカトレーナー体験など、魅力あるコンテンツを提供し、イルカパークが壱岐市の観光の目

玉となって、より多くの方が壱岐を訪れてくれることを期待しているところであります。

さて、本日提出しております案件は、条例の専決処分の報告2件、平成30年度予算の専決処分の報告1件、条例の改正にかかわる案件2件、契約の締結にかかわる案件1件であります。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げ、開会に際しての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3. 報告第2号～日程第4. 報告第3号

○議長（小金丸益明君） 日程第3、報告第2号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について及び日程第4、報告第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告についての2件を一括議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出をいたしております案件につきましては、担当部長及び課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 皆さん、おはようございます。報告第2号と報告第3号を、続けて御説明させていただきます。

まず、報告第2号について御説明をいたします。

壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

専決第1号専決処分書でございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に交付されたことに伴い、壱岐市税条例についても改正する必要がありますので、平成31年3月29日付で専決処分したものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市税条例の一部を改正する条例であります。

内容につきましては記載のとおりでございます。また、資料1の議案関係資料1ページから10ページに新旧対照表を添付しております。

主な改正内容を御説明します。

新旧対照表1ページをご覧ください。

附則第7条の3の2第1項に規定する個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について2年延長し、平成45年まで適用する改正でございます。

次に、新旧対照表5ページから9ページをご覧ください。

附則第16条に規定する軽自動車税の税率の特例について、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷の小さい軽自動車にかかる税率を軽減する特例措置を、平成31年度まで延長することに伴う規定の整備でございます。

その他につきましては、法律改正による字句や条項番号のずれが生じた箇所を整備するものがあります。

施行期日については、改正条例の附則第1条のとおり、平成31年4月1日から施行するものでございます。

同附則第2条から第4条は、今回の改正に係る規定について、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号について御説明をいたします。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

専決第2号専決処分書でございます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に交付されたことに伴い、壱岐市国民健康保険税条例についても改正する必要があるため、平成31年3月29日付で専決処分したものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては記載のとおりでございます。また、資料1の議案関係資料11ページから

1 2 ページに、新旧対照表を添付しております。

主な改正内容を御説明します。

新旧対照表 1 1 ページをご覧ください。

第 2 条第 2 項に規定する課税額について、国民健康保険税の課税限度額を見直すものでございます。国民健康保険税の課税限度額については、国の社会保障と税の一体改革の中で、負担能力に応じた応分の保険税負担を求める方針が示され、引上げが実施されております。

具体的には、基礎課税額に係る課税限度額が現行の 5 8 万円から 6 1 万円に引き上げられ、これにより全体の課税限度額は 3 万円引き上げられ、現行の 9 3 万円から 9 6 万円となります。

次に、第 2 3 条に規定する国民健康保険税の減額について、低所得者に対する国民健康保険税の軽減を見直すものです。

物価上昇などの影響で、これまで軽減対象者が対象から外れてしまわないよう、経済動向を踏まえて 2 割と 5 割の軽減判定所得が引き上げられております。具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が 2 7 万 5, 0 0 0 円から 2 8 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が 5 0 万円から 5 1 万円に、それぞれ引き上げられております。

施行期日につきましては、改正条例の附則第 1 項のとおり、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

附則第 2 項の規定は、平成 3 0 年度分までの国民健康保険税について経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、2 件を一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で報告第 2 号及び報告第 3 号の質疑を終わります。

日程第 5. 報告第 4 号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第 5、報告第 4 号平成 3 0 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の報告についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） おはようございます。報告第4号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について、御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。専決第3号専決処分書、専決処分の内容は、昨年7月会議において予算議決をいただいております壱岐葬斎場建設事業の繰越明許費につきまして、当初、平成30年度内での入札執行並びに仮契約、議会議決及び本契約の予定で進めておりましたが、入札不落到伴う設計内容の見直しに不測の日数を要し、年度内での入札執行に至らなかったため、全体事業費の精査及び財源の調整とあわせ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費限度額の増額につきまして、平成31年3月31日をもって専決処分したものでございます。

平成30年度壱岐市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ283億9,500万円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正、1変更で、4款1項保健衛生費の壱岐葬斎場建設事業につきましては、当初、年度内での入札契約を行う予定で、工事請負費の前払い相当額を差し引いた5億4,190万7,000円を繰越明許費の限度額としておりましたが、先ほど説明いたしましたとおり、年度内での入札執行及び契約の締結ができなかったため、今回、全体事業費の精査及び財源の調整とあわせ8億6,332万5,000円に限度額の増額補正を行っております。

5ページをお開き願います。

第3表、地方債補正、1変更は、壱岐葬斎場建設事業につきまして、全体事業費の精査により、その財源として充当する合併特例事業債につきまして、1,330万円の減額を行っております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

10から11ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で、財源調整により特別交付税で70万円を減額いたしております。

21款市債につきましては、ただいま第3表地方債補正で説明いたしましたとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

12から13ページをお開き願います。

4款衛生費1項3目環境衛生費で、壱岐葬斎場建設事業に係る全体事業費の精査により、1,400万円の減額補正を行っております。

以上で、報告第4号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 申し上げるのは、非常に私もじくじたる気持ちであります。

この予算は、当初予算で上がっていたわけでありますので、二度とこうした事態が発生しないよう、肝に銘じて職員各位、執行に当たるよう申し添えておきます。回答は要りません。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で報告第4号の質疑を終わります。

以上で3件の報告を終わります。

日程第6．議案第41号～日程第7．議案第42号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第6、議案第41号壱岐市税条例の一部改正について及び日程第7、議案第42号壱岐市介護保険条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出議案の説明を求めます。石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第41号壱岐市税条例の一部改正について御説明をいたします。議案をお開き願います。

壱岐市税条例の一部改正について、壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の寄附金控除の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

内容につきましては記載のとおりでございます。また、資料1の議案関係資料13ページから

15ページに、新旧対照表を添付いたしております。

主な改正内容を御説明します。

新旧対照表13ページをご覧ください。

第34条の7に規定する寄附金税額控除について、個人市民税に係るふるさと納税の寄附金控除の対象となるものを、総務大臣が指定する特例控除対象寄附金とするものであります。

これは、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて制度の見直しが行われ、過度な返礼品を送付し制度の趣旨をゆがめている地方公共団体へのふるさと納税は、寄附金控除の対象外にすることができるよう改正されるものでございます。

その他につきましては、法律改正による字句や条項番号の修正が生じた箇所を整備するものであります。

施行期日については、附則第1条のとおり、平成31年6月1日でございます。

附則第2条は改正前の市民税について、経過措置を定めるものです。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第42号壱岐市介護保険条例の一部改正について、御説明いたします。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、介護保険法施行令の一部改正に伴う保険料率算定に関する基準が見直されたことについて、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正の内容は、平成27年4月から消費税による公費を投入して、所得の少ない方々の保険料軽減が図られてきたところでございますが、本年10月の消費税率引上げに伴い、さらに軽減の強化が行われることとなっております。

具体的に申しますと、9段階の所得階層のうち、第1段階の方の保険料が3万3,100円から2万7,600円に、第2段階の方が4万4,200円から4万500円に、第3段階の方が5万5,300円から5万3,400円に軽減されることとなっております。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行し、この条例による改正後の壱岐市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用することといたします。

経過措置については記載のとおりでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、2件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号及び議案第42号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号及び議案第42号の2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第41号及び議案第42号の2件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号及び議案第42号の2件を一括採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第41号壱岐市税条例の一部改正について及び議案第42号壱岐市介護保険条例の一部改正についての2件は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第43号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第8、議案第43号壱岐葬斎場建設工事（建築主体）請負契約の締結についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第43号壱岐葬斎場建設工事（建築主体）請負契約の締結について、御説明いたします。

壱岐葬斎場建設工事（建築主体）請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

契約の目的、壱岐葬斎場建設工事（建築主体）契約の方法、制限つき一般競争入札、契約額、4億4,064万円、契約の相手方、壱岐市郷ノ浦町坪触2583番地、有限会社割石工務店代表取締役割石賢明。

提案の理由は、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第

2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

参考といたしまして、説明資料を添付をいたしております。

工事場所、壱岐市郷ノ浦町大浦触、工事内容、火葬炉等は鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積1,092.19平米、待合室等は木造平屋建て、床面積617.05平米、工期につきましては270日間、4の入札結果及び5の予定価格につきましては、記載のとおりでございます。

次のページ以降には、平面図、配置図、立面図を添付をいたしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） あくまで確認だけです。4億4,000万円の大きな事業でございますが、270日9カ月、適正な工期かどうか。

最近、非常にいろんな理由がついて、工期が伸びたのがたくさんありますので、270日が適正な工期であるのかないのか、その辺お願いします。

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） これまでの実績等を勘案をいたしまして、270日間が標準的な工期だと判断をいたしております。

○議長（小金丸益明君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 標準工期ということでございますので、ぜひ、工期内の完成をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第43号壱岐葬斎場建設工事（建築主体）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。

4月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成31年壱岐市議会定例会4月会議を終了いたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 清水 修

署名議員 赤木 貴尚

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員